

日本GAP協会 JGAP正会員ロゴ使用の細則

1. 目的

本細則は、特定非営利活動法人日本GAP協会（以下、協会）のJGAP正会員ロゴを使用する者が従うべき事項について、記載したものである。

2. JGAP正会員ロゴの定義

JGAP正会員ロゴは、「日本GAP協会の正会員」であることを表すマークで、日本GAP協会正会員が、日本GAP協会から許諾を受けて表示することができる。



《JGAP正会員ロゴ見本》



《JGAP正会員ロゴ使用例》

3. JGAP正会員ロゴの使用方法

(1) JGAP正会員ロゴの色

版下は3種類のファイル形式で提供され、下記の指示に従うこと。

緑色のタイプ

- ・JPEG ファイル（そのまま使用）
- ・EPS ファイル（緑色部分 DIC2555 または C84 M2 Y100 K0）
- ・GIF ファイル（そのまま使用）

(2) JGAP正会員ロゴの内容と形と大きさ

JGAP正会員ロゴは日本GAP協会が提供した状態で使用することとし、内容（文言）や形の変更は認めない。大きさの変更は、縦と横の比率を保持したまま拡大または縮小することは認める。

視認性を確保するため、印刷物は最小でも高さ7mm 以上を目安に使用する。ホームページは40PX以上を目安に使用する。

(3) JGAP正会員ロゴの表示の条件

- a. 日本GAP協会 正会員のみ使用することができる。

b. JGAP正会員ロゴは、表示を義務付けるものではなく、表示をするかどうかは任意のものである。

c. 名刺、農場や団体事務局の看板、展示会等での説明パネル、ホームページ、会社案内等のパンフレットに表示できる。その他の使用方法については、協会に問い合わせること。

d. JGAP正会員ロゴを表示するときは、会員名を必ず併記し、また同時に見ることができない距離の範囲内で使用することを原則とする。

(5) JGAPについて補足説明をする

販促物などにおいて、JGAPについて補足説明を文言で行う場合、以下の定型文言から選択してJGAP正会員ロゴと同時に使用・表示する。補足説明の文言は、視認可能でかつ大きすぎない文字の大きさ（例えば、JIS（日本工業規格）Z 8305に規定する6ポイント以上12ポイント以下）で表示することが望ましい。尚、定型文言の表示は、その表示を義務付けるものではなく、任意である。

複数の定型文言を組み合わせる新たな一文を作成する、またはそれを外国語に翻訳することは可能とする。その際、元の意味から逸脱した内容になっていることが発覚した場合は、改善指導する。ただし、事前の審査は行わない。

以下の定型文言以外のJGAP補足説明文言を使用したい場合には、「JGAP正会員ロゴ定型文言の追加許諾申請書」を用い、日本GAP協会に使用許諾の申請を行い、許諾を得ることで使用することができる。JGAP正会員ロゴの使用者からの使用許諾申請を協会事務局が受けて起案し、理事を諮問先（審査）とし、理事長が許諾（承認）する形で行う。許諾は本細則の変更を持って行われ、公開される。新たに使用が認められた補足説明の文言は、他のJGAP正会員ロゴ使用者も利用することができる。

<JGAP 正会員ロゴを補足説明する定型文言>

JGAPは、日本農業を応援しています

JGAPは、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証です。

JGAPは、第三者機関の審査により、食の安全や環境保全に取り組んでいることが確認された農場に与えられる認証です。

JGAP（ジェイ・ギャップ）は、Japan Good Agricultural Practice（日本の良い農業のやり方）の略です。

JGAPは、農業界と流通業界と消費者が協力して開発した最新の農場管理の手法であり、食の安全と持続的な農業経営の両立を目指しています。

JGAPは、信頼できる農場の目印

JGAPは、明確な基準：農林水産省が導入を推奨する「農業生産工程管理手法」の一つ。

JGAPは、食の安全確保：農薬の管理や、肥料の管理の徹底。

JGAPは、環境への配慮：環境保全に関する農作業の注意点。水や土壌の保全。

4. JGAP正会員ロゴを使用するまでの流れ

（1）JGAP正会員ロゴを使用するまでの流れ

1) 申請

JGAP正会員ロゴの使用を希望する正会員は、「JGAP正会員ロゴ使用申請書」に必要事項を記入して、日本GAP協会宛に送付する。

2) 許諾及びデジタルデータの提供

日本GAP協会は、申請内容の妥当性を確認した後、申込のあった正会員へ受領印を押した「JGAP正会員ロゴ使用申請書」を送付する。同時にJGAP正会員ロゴの版下デジタルデータが入ったCD-Rを送付する。

3) JGAP正会員ロゴ使用料と発行手数料

JGAP正会員ロゴの使用料と発行手数料は、無料とする。

5. 禁止事項

a. JGAP正会員ロゴの申請をせずに独自のマークを作成して表示したり、農産物及びその加工食品の包装資材に表示して販売行為をすることを禁止する。

b. 日本GAP協会正会員でない者が使用する等、本細則の規定に違反し、改善しないまたは不正使用が悪質である場合には、協会のホームページ上で当該の営業者名を公表し、または商標権の侵害で法的手段をとることがある。

c. 農業生産者会員が使用する場合、JGAP認証農場マークと混合される可能性があるため、農産物の販売時にJGAP正会員ロゴを使用することを禁止する。

附則

本細則は2011年 4月 1日より有効となる。

特定非営利活動法人日本GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4F
TEL:03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113